

一般社団法人日本神経学会指導医認定基準

この基準は、認定基準、認定の更新期間、指導できる専攻医数等、一般社団法人日本神経学会（以下「本学会」という。）が認定する指導医に関して必要な事項をつぎのとおり定める。

1 認定基準

- (1) 指導医は、医籍登録後 12 年以上、専門医取得後 5 年以上で、脳神経内科もしくは関連科における診療経験を 10 年以上有する。
- (2) 指導医は専門医であることを必須とする。
- (3) 指導医は神経内科専門医を育てうる脳神経内科診療能力、学識を有する。
- (4) 申請時、最近 5 年間で学会（講演会を含む）の発表もしくは論文発表合計で 3 編以上ある（共同演者・共著者でも可）ことを原則とする。

2 附記

- (1) 関連する診療科としては、大学病院の内科、脳神経内科を標榜していないが実際の神経内科診療を行っている内科や総合診療科、老年科、脳卒中科などがあり、原則として本学会の専門医が常勤している必要がある。関連する診療科としての認定は、申請書をもとに施設認定委員会が審査し、理事会がこれを承認する。
- (2) 指導医の更新は 5 年毎とする。ただし、専門医資格を喪失したときは、同時に資格を喪失する。
- (3) 申請時、65 歳未満であることを原則とし、65 歳以上の場合は施設認定委員会において検討する。
- (4) 専攻医の受け入れ人数は、1 名の指導医あたり、最大 3 名程度が望ましい。
- (5) 各施設の部門長あるいは診療責任者である常勤の指導医 1 名は指導管理責任者を兼ねるものとする。
- (6) 教育施設と准教育施設において指導医が不在となった場合、すみやかに本学会事務局へ届け出る。
- (7) 日常診療で本学会専門医を目指す専攻医を直接指導し、神経内科専門医研修カリキュラムの達成度を評価する。
- (8) 本学会が認定する指導医は学会内資格であり、広告することはできない。
- (9) 指導医登録手数料は 1 万円とする（2008 年度理事会承認事項）。

3 その他

- (1) この基準の改正は、施設認定委員会の審議を得たうえで、理事会の承認を要する。
- (2) この改正後の基準は、平成31年1月25日から施行し、平成31年4月1日に新規認定および認定更新する指導医から適用する。
- (3) 2附記の(7)の指導医による専攻医の達成度評価は、平成30年度から研修を開始する専攻医に適用する。平成29年度以前に研修を開始した専攻医については、ミニマムリクアイアメントによる達成度評価を行う。